

SNSで副業の申込みをしてお困りの方



消費生活相談員と弁護士による

副業トラブル

無料相談会開催

7月30日 13:00~15:00 完全予約制  
場所/徳島県消費生活センター

「スマホを操作するだけの簡単作業」  
「必ずもうかる」「1日10万」  
などと言われて申し込んだ

副業として投資を勧められた  
お金を支払ったが、払戻しを  
してもらえない

登録料、有料プラン、  
マニュアル代金など、  
多額のお金を支払った

全然もうからないので  
やめたい

自分の時計を預けると  
レンタル料が入ると言われ  
時計を預けたが、時計を  
返してほしい

すぐ元が取れると言われ  
借金をしてしまった

業者と連絡がとれない



【予約・問合せ】

徳島県消費生活センター ☎088-623-0110

徳島市寺島本町西1丁目5番地 アミコビル東館7階

主催:徳島県 徳島弁護士会

後援:徳島市 小松島市消費生活センター 阿南市消費生活センター 吉野川市 阿波市 美馬市 みよし消費生活センター 佐那河内村  
石井町 神山町 松茂・北島消費生活センター 藍住町 板野町 上板町 つるぎ町



# 一人で悩まず 相談してみませんか 解決方法があるかもしれません



SNSなどで、

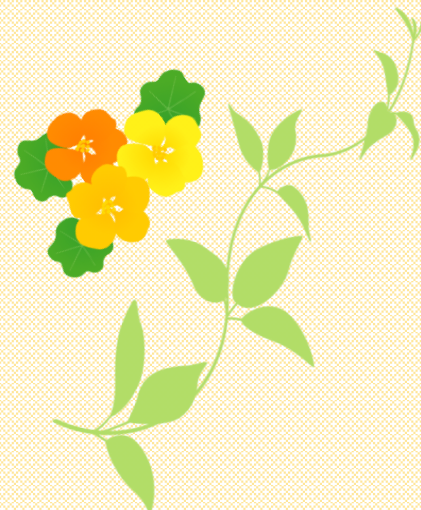
「だれでも1日あたり数万円を稼ぐことができる」

「初心者OK」「必ずもうかる」

「スマホを操作するだけの簡単作業」

「いいねをするだけ」「書き込みをするだけ」

などという副業の広告を見て申込みをし、登録料、初期費用、マニュアル代、サポート料、有料プラン料金等として、多額のお金を請求され、支払ったけれども、まったくもうからないという被害が全国で発生しています



中には、業者から、「すぐに元がとれる」と言われて、消費者金融からお金を借り入れ、支払にあててしまい、借金の返済で困っている方もいます

仮想通貨への投資を副業として誘われる場合もあります

高価な時計を預けるとレンタル料がもらえるといた**シェアリングサービス**によるトラブルも発生しています

今回の無料相談会では、このような事例や似たような事例により、お困りの方を対象に、消費者問題解決のプロである消費生活相談員と弁護士が相談をお聞きします



副業トラブル無料相談会は、**完全予約制**です。

必ず事前にお電話で予約をお願いします。なお、定員に達した場合は、予約を受付できない場合があります。ご了承ください。

【予約・問合せ】

徳島県消費者情報センター

☎088-623-0110

- 今回の副業トラブル無料相談会に参加できない方
- ほかの消費者トラブルでお困りの方

☎188

にお電話ください。消費生活相談員があなたの問題解決のお手伝いをします。